

平成 17 年 第 5 回

宿毛市議会臨時会会議録

平成17年10月30日開会

平成17年10月30日閉会

宿毛市議会事務局

平成17年第5回宿毛市議会臨時会会議録

目 次

第 1 日 (平成17年10月30日 日曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局職員出席者	1
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時45分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	3
○日程第2 会期の決定	3
○日程第3 意見書案第1号	3
(提案理由の説明)	
西郷典生議員	3
質疑	4
1 沖本年男議員	4
西郷典生議員	5
沖本年男議員	6
西郷典生議員	6
沖本年男議員	7
西郷典生議員	7
沖本年男議員	7
西郷典生議員	8
委員会付託省略	8
(意見書案第1号)	
討論	
浅木 敏君 (反対)	8
宮本有二君 (賛成)	10
沖本年男君 (反対)	11
田中徳武君 (反対)	13
表決	16
閉 会 (午後 4時25分)	

付 録

意見書案第1号 篠山小中学校改築計画実施設計委託料執行の留保を求める
意見書の提出について……………付－1

第 5 回 宿 毛 市 議 会 臨 時 会

第 1 日

平成 1 7 年 1 0 月 3 0 日 (日曜日)

平成17年
第5回宿毛市議会臨時会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成17年10月30日 日曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 意見書案第1号 篠山小中学校改築計画実施設計委託料執行の留保を求める意見書の提出について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 意見書案第1号

----- . . . -----

3 出席議員（17名）

1番 浅木 敏 君	2番 中平 富宏 君
3番 有田 都子 君	4番 浦尻 和伸 君
5番 菊地 徹 君	6番 寺田 公一 君
7番 菱田 征夫 君	8番 宮本 有二 君
10番 沖本 年男 君	11番 西郷 典生 君
12番 岡村 佳忠 君	13番 佐田 忠孝 君
14番 田中 徳武 君	15番 山本 幸雄 君
16番 中川 貢 君	17番 西村 六男 君
18番 岡崎 求 君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

9番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長 福田 延治 君
次 長 小野 正二 君
兼庶務係 長
議事係 長 岩本 昌彦 君

調査係長 乾 均 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 西 清 二 君
助 役	西 野 秋 美 君
収 入 役	中 上 晋 助 君
企画広報課長	小 松 宣 男 君
総務課長	岡 本 公 文 君
教育委員長	奥 谷 力 郎 君
教 育 長	嶋 統 一 君
教 育 次 長	西 尾 諭 君

----- . . ----- . . -----

午前10時45分 開会

○議長（岡村佳忠君） これより平成17年第5回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において沖本年男君及び西郷典生君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

おはかりいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

この際、議長から報告いたします。

濱田陸紀君から、会議規則第2条の規定により、欠席の届け出がありました。

日程第3「意見書案第1号 篠山小中学校改築計画実施設計委託料執行の留保を求める意見書の提出について」を議題といたします。

本件については、西郷典生君ほか7名から、篠山小中学校改築計画実施設計委託料執行の留保を求める意見書を提出するため、地方自治法第101条第1項の規定により、臨時会の招集請求がなされたものであります。

この際、提案理由の説明を求めます。

11番西郷典生君。

○11番（西郷典生君） おはようございます。

11番、提案理由の説明を行います。

本臨時会に提出いたしました篠山小中学校改築計画実施設計委託料執行の留保を求める意見書についての提案理由の説明をいたします。

篠山小中学校の改築計画は、平成8年、中澤組合長の、「木造で老朽化した中学校を新築し、10年後、生徒数が減少したら、周辺の中学校に統合し、校舎は小学校が利用すればよい。事業費は2億円程度で、改築した方がよいとなれば、平成10年あたりと考えている」との提案を受け、検討されてきました。

しかし、平成10年には、一本松町議会の調査特別委員会において、篠山中学校は統合すべきであるとの結論が出されており、組合議会にも報告されております。

平成13年の組合議会の議事録を見ますと、同組合長より、「地元からも早急な改築要望が出ておりますが、平成20年には複式になり、24年には1学級になる推移を見ますとき、改築には疑問を感じる」との発言もいたしております。

その後、平成16年3月、菊地組合長より調査基本設計委託料が計上されるまで、協議をされた記録もなく、議決がされてないことが判明をいたしました。

本議会においては、平成16年3月、調査基本設計委託料並びに17年3月に実施設計委託料が計上されました。組合立負担金の総額に組み込まれていたため、調査基本設計については、教育委員会から何ら説明もなく、実施計画についても、十分な説明もなく、審議をすることもできずに可決した経緯があります。

チェック機能を果たさなかった私たち議員の責任は重大であります。このまま、このことを見過ごすわけにはまいりません。

教育行政方針には、統廃合が明確に方向づけられているが、このような少なすぎる生徒数の学校をつくることによって、市内小中学校との整合性が保てるのか。市内17校の雨漏りを初め、改修の要望にこたえることができるのか。市内の子どもたちに、同じ教育環境を提供する

ことができるのか、本市の財政状況を見たとき、とてもそのような状況にあるとは思えないのであります。

篠山小中学校は、小中一貫教育の理念のもと、小規模校のデメリットを克服し、きめ細かな教育を実践すると言っておりますが、今後6年間の推移を見ると、生徒数の減少は明らかです。教育上、最も大切な学力の向上、健全な体と心の育成、集団で互いに高め合う生活力を身につけさせることができるとは思えません。

子どもたちのためには、憲法にうたわれている教育内容をいかに保障していくのか、真剣に考えなければなりません。

よって、意見書を提出いたしましたので、よろしくご審議の上、皆様の適切なご判断を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（岡村佳忠君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

-----・-----・-----

午後 3時13分 再開

○議長（岡村佳忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 10番、質疑を行います。

今回の篠山小中学校組合長に対してのこの意見書案が提案をされているわけでございますけれども、私は、この全体の趣旨については、これはもう入ることはできません。ですけれども、その意見書を出された背景、そしてまた、ここに具体的に記載されている文言等について、事

実なのかどうなのかということについて、3点ほど質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、今回のこのような意見書案が提出されているわけでございますが、その提案者は、宿毛市の議会議員であると同時に、篠山小中学校組合の組合議会の議員という立場にあるわけでございますけれども、この立場にありながら、宿毛市議会議員として、組合議会を構成をする組合長に対して、このような意見書を出しているわけでございますけれども、どのような調査を行い、このような意見書を提出する形になったのか、まずこのことについて、こういう本会議の場で、市民の皆さんや、あるいは地域の皆さん、愛南町の皆さんにも、このような形の内容を正しく知っていただきたいということもございまして、このような点について、まず第1点、お聞きいたしたいと思っております。

そして、まず、この意見書の根拠となっておりますのが、地方自治法第99条、そこの2項という形になるわけでございますが、地方議会が公共的な団体、当然、この学校組合に対しても意見書を提出することができるわけでございますけれども、この提出者は、先ほど言いましたように、この組合議会の構成員でございます。ですから、組合議会議員として、宿毛市からも3名の議員が、その議会から選ばれているわけございまして、このような形の中で、組合議会の中で、その組合長に対しての議会の対応という、組合議会の対応という形をしてきた経緯があるのかどうなのか、この辺がまず、一番の、私は提案者たるこの組合議会議員の役割ではないかと思うんですけれども、このことについて、どう対応してきたのかということでございます。

そして、この解釈の問題にもなるわけでございますけれども、いわゆるこの組合議会議員として構成しておりながら、そしてそこの議会議決を執行していくためには、宿毛市の議会にお

ける予算の審議があり、そこで市会議員としての対応が必要になってきているわけでございますけれども、賛同者は、ここでも、この議案に対しまして、基本設計、あるいは実施設計について賛成をしてきている経緯がございます。

ですから、私は、まずその組合議会議員としての対応をきちんとして中で、そこでそのことが、自分の持っている認識、考えと相反するということであるならば、私はこの組合議会のこういう意見書を提出するというのも、考え方としてあるわけでございますけれども、逆に、組合議会にこのような意見書を、組合に提出するということは、宿毛市議会議員としての権利と申しますか、これを軽んじるものになりはしないか、この辺、若干心配しているわけでございますけれども、このことについて、お聞きをいたしたいと思っております。

続きまして、実際、この意見書の内容についてでございますが、ここの8行目の中に、「今後、平成16年3月に菊地組合長が基本設計委託料を予算計上するまで、何ら協議もされず、議決もされていないことが判明した」ということになっております。私は、先ほど来の協議会、あるいは議会運営委員会等の中で、このことについては、十分論議をされてきたというふうに考えております。

十分、その意見としては、その間も協議もされ、議決については、予算議決をきちんとしてきたと。あるいは、その中における行政視察等の旅費等についての費用弁償についても、議決をしてきたという経緯をお聞きいたしたわけでございますが、このような形で、文言として組み込んでいるのは事実には反するのではないかと申しますけれども、このことについて、提案者にお聞きしたいと思っております。

まず、以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 11番西郷典生君。

○11番（西郷典生君） 11番、ただいま沖本議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目のどのような調査をしたのかという部分であります。

この調査につきましては、議事録その他、私自身が、先ほど、あなたも申しましたように、組合議会の方へ、この5月に選任をされて、6月に初めて参加をした。そういう状況などを踏まえて、議事録等を調査をし、そこでこういう状況を確認をし、そして今回、このような意見書を提出したところであります。

それから、組合議会に対して、どんな対応をしたのかということですが、この組合議会に参加をしたときに、私は、とにかくこういう小中学校の校舎の改築が行われると、こういうことについては、カルチャーショックを受けた。全く、この問題は、ことしの5月まで、私が議長もさせてもらっておったんですが、その議長である私すら知らなかった。したがって、この組合議会に来たときに、初めてこのことを知ったということで、これには問題があるのではないかという発言もし、今日に至っております。

特に、前回の会議等におきましても、できれば、このような少人数の場合には、学校は愛媛県側と宿毛側に分かれて行った方が、かえって子どもたちの教育上はいいんじゃないかという発言もし、組合議会で、このことには対応してまいっております。

それから、質問に十分答えておるかどうかわからん部分が、この予算に賛成したとか何とかいうあれがりましたが、この予算について、賛成したことについては、この意見書の中にも、私たちが十分に審議をしなかった。議員として十分なチェックをしなかったことに対して、非常に我々としても責任を感じておるということをお断りしておりますので、そのようにとらえて

いただきたいと思います。

また、4点目には、その後、16年3月に菊地組合長が、基本設計委託料を予算計上するまで、何ら協議もされずに、議決もなされていないことが判明したということが事実かどうかという部分であります。これについては、私どもは、その組合議会へ参加する中で、このことを調査をし、そして議事録などを見たときに、こういう形で、その間が一切協議をされてないということで、このことを提案をいたしておるわけであります。

きょうの協議会の中で、田中議員からいろいろ話がありましたが、そのことを踏まえても、事実、そういう協議をなされていないということについては、議事録で正確になっておりますので、このことを、こういう形でとらまえて出しております。

以上です。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 理解できない部分につきまして、何点か再質疑をいたします。

その組合議会の中で、その定例会、あるいは議会の中で発言をしたということになっているわけでございますけれども、しかし、まだまだその発言ということではなくて、3人も宿毛の議会から選任もされておりますし、副組合長に市長もおるわけございまして、私はこの組合議会の中で、まだまだ十分な論議が尽くせなかったのではないかと。あるいはまた、このような形で、臨時会を組合議会の中で求めて、そこで徹底的な論議をし尽くす、こういうことが、私はこの提案議員のまず第一の責務ではないかというふうに思いますが、それがそうではないということならば答弁になりませんが、私は、このような点をもう一度指摘をし、答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、これは非常に問題だと思うんです

が、先ほど来、協議会の中でも、その理事会決議も含めて、この学校改築については、るる協議をし、あるいは議決というものについても、その学校を改築するに当たっての調査を計上し、それを議決してきた経緯等もあるということが、西郷議員などの調査以外に存在していたということが明らかになってきておるわけございまして、これを、私は、これが事実だということになると、これは大いに問題があり、再度、私はこの問題については論議をしていく必要があるのではないかというふうに思いますが、もう一度その点について、西郷議員が、提案者がそのような認識で変わらないということであるならば、再度、質疑の中で求めて、お聞きをいたしたいと思います。

以上の、まず2点について答弁をお願いいたします。

○議長（岡村佳忠君） 11番西郷典生君。

○11番（西郷典生君） 質問を受けるのは初めてですから、非常に緊張しております。

私は篠山議会の今、3人の議員の1人でありますから、当然、篠山議会では議論もしなければなりません。けども、協議会の中でも話をしましたように、ここへどうして出したのかというのは、まず第一に、この実施設計というのが、もう早そこへ来ておったんですね。早くしなきゃいかん。篠山議会に要求しよったんでは間に合わん、そういうこともあって、それともう1つは、同じ18人の議員が、この問題を共有しなければならない、そういう考えでもって、我々8名が話し合いをし、そのルールに従って、この意見書の提出に入ったものでありますので、その点のご理解を願いたいと思います。

それともう1つ、何でしたかね。8行目、この事実どうかね。

このことについては、もう協議会でも十分話をしましたように、こういう形で、私どもは提

案をしておりますが、これについては、私どもの認識と違う、こういう部分もありましたよという田中さんからの意見もありました。

私どもも、その過程で、議事録にはないけれども、いわゆる本会議以外でもそういう話をされていたということは、私どもも全く知らんわけではありません。ただ、今回のこの意見書を提出するにあたっては、私たちが調査をし、そしてその議事録をとって、その確認した範囲では、何らなかったと、こういうことでありますので、ご了解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） まず、ここで8行目の、私は事実かどうかということをもとめてわけでございますが、いわゆるこの意見書提出の動機になったのが、この文言だというふうに思うんですよね。

結局、この間、論議もしていない、協議もされてない、議会も議決もされていないことが判明をしたので、これは大変なことだということで、この意見書を提出する動機になったと、この文言の中で明らかにあるんですが。

これを、先ほどから言われているように、そういう話があったことも知っているとかいう形で、ちょっと抽象的な答弁になったわけでございますが、私は、ここでずっと、きちんと論議をしてきたという経緯を、明らかに事実か事実でないかですから、私はこのことは、ここに明らかに書かなければいけない。

これは、先ほど、会議までに出されていた意見書案の中にも、るるそのような勘違いをして、組合議会と、組合と混同したような全体の趣旨なんかもございまして、それを議運等の中で指摘し、訂正を自主的にしていただいた経緯もあるわけですが、このような、非常にあいまいな、あるいは実際、虚偽の内容という形に受け取れ

るような内容については、私は、提案者の方から、事実がはっきりわかっているのであれば、そのことについて、この内容は変更すべきではないかというふうに思います。

答弁を求めます。

○議長（岡村佳忠君） 11番西郷典生君。

○11番（西郷典生君） 質問者にお答えをいたします。

とんでもない発言をされておりますが、虚偽ではないかと、これは全く冒涇であります。

まず第一に、私たちはその調査に基づいて、同じ18人がこのことについて知り合うていく。この我々議会の中でも、十分議論をしなかった部分についてを提案をしておるわけでありまして、私が最初にも言いましたように、我々が調査をした段階では、その、今書かれておるとおりであります。

ただ、きょうの協議会の中で、こういうこともありましたよと、というのは正式に話をしておるのではなくて、その正式の議事録以外のところで話をしておるということでもありますので、決して虚偽でそういう文言を出しておるわけでもありませんので、その点は訂正をしてください。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 失礼いたします。

ここで、やはり問題が生じているのは、当初のこの意見書案というものが、組合議会に対して提出しようとしていた内容があったので、このような形になっているわけですけども、あて先は組合長ということになっているわけです。

ですから、いわゆる、この学校組合として、どのような対応をしてきたのかという形の内容になってしかるべきだという認識が、私の頭にもありましたし、こういう形の中での論議をさせていただいております。

ですから、そういう抗議の意味において、私

は虚偽ではないかと、虚偽だとは断定しておりません。私の考えとして、そのように感じるといってでございますので、訂正するつもりはございませんが、そのような意見について、再度、答弁があるならいただきたいと思ひます。

○議長（岡村佳忠君） 11番西郷典生君。

○11番（西郷典生君） お答えいたします。
事実間違いありません。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております「意見書案第1号」については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「意見書案第1号」について討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

1番浅木 敏君。

○1番（浅木 敏君） 1番、討論を行います。

討論に入る前に、この席から一言おわびを申し上げます。

私、この前の9月議会の会期中に、自分の不注意から右足切断の重傷を負い、入院を余儀なくされました。このため、議会の皆様はもとよ

り、宿毛市行政の皆様、市民の皆様にご多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、心よりおわび申し上げます。術後の経過も良好で、リハビリに励んでいたところでございましたので、本日の臨時議会のご案内を受け、医師に相談の上、外出許可をいただきました。

今後とも、医師の指示を忠実に守って、療養、リハビリに励み、一日も早く公務に全面復帰を果たすべく努力してまいらる覚悟でございます。

今しばらくのご容赦を、どうかよろしく願ひいたします。

さて、ここから本日の議案の本論に入らせていただきます。

私は、本日の議案、篠山小中学校改築計画実施設計委託料執行の留保を求める意見書案に、反対の立場から討論をいたします。

まず、この意見書の趣旨は、私が読む限り、組合議会運営、組合議会協議内容の宿毛市議への周知、予算上の説明不足等を指摘しております。

このことについては、今後、それぞれの部署で要望に沿う改善努力が必要かと思ひますが、私たち議員が強い関心を持って対処していれば、それぞれ質問や議論の機会も得られたのではないかと、私自身も反省しているところでございます。

この意見書案の中心点は、小規模校である篠山小中学校が統合ではなく、改築し、存続する選択をしたことに対し、これを押しとどめようとする考え方が主であると思ひます。

意見書案にもあるように、この改築設計は、平成8年から動き始めました。この平成8年12月の篠山小中学校組合議会の協議の中で、当時、副会長であった宿毛市の林市長は、「地元の見解として、学校を残すという声があれば賛成だ。将来の児童・生徒数の減少傾向を考へて、統廃合を視野に入れるんじやなく、各地域それ

それぞれで独立して考えるべきだ」と発言し、改築要望があれば、宿毛市としてそれに積極的にこたえる態度表明をしております。

その後、平成9年に地元から改築要望が出され、組合議会としては、まさに今後の教育ビジョンに基づく学校改築目指して、山村留学制度や、小中合同校舎の先進地への視察などを繰り返して、慎重にことを運び、平成16年の3月に、やっと基本設計の予算にこぎつけたと聞いております。

同じ3月の宿毛市議会でも、嶋教育長は、改築費用について、宿毛市としても応分の負担は必要だと考えると答弁しております。

このように、早い段階から改築し、存続させる方向で取り組まれていたものであり、存続か統合かを議論するのならば、改築の話が始まった直後が適切ではなかったかと思われるわけでございます。

次に、意見書案の後段には、小規模校では学力の向上や健全な心身の育成、集団で互いに高め合う生活力を身につけさせることができるとは思わないと断言し、憲法まで引き出して、小規模校では教育内容が保障されないかのごとき表現になっております。

今、篠山小中学校の教育は、地元では大きな信頼を得ており、校区内に小規模校だからと敬遠して大規模校へ通学している子どもはいないと聞いております。

一方、大規模校下の子どもが、篠山小中学校へ通学するのは、過去7年の平均で年1.4人くらいあるようであります。

篠山小中学校を選ぶ動機は人によって異なりますが、その中の1人の保護者は、「上の子のときには、祖母の進めで決めたが、下の子のときには、上の子を見て、最高の学校だと思い、決めました」と語っております。

篠山小中学校の生徒は、各方面でその力を伸

ばしていますが、小学生は水泳、駅伝、剣道などでたびたび優勝するとともに、図画や作文などで多くの賞を得ています。

一方、中学生もソフトテニスや剣道で目覚ましい活躍を見せ、剣道は14年の和歌山、15年の北海道大会と連続して全国中学校剣道大会に出場し、今年の大大会では、全国のベスト8まで勝ち上がる快挙を遂げています。

また、文化面でもすばらしいものがあります。

私も、平成9年から12年までは、4年間、宿毛中学校のPTA会長をさせていただきました。この間、毎年、社会を明るくする運動の1つとしての宿毛市中学生弁論大会を聞く機会を得ました。どの子もしっかり話しておりましたが、中でも篠山中学校の生徒のしっかりした弁論にただただ驚くばかりでした。

こうした弁論作文は、県下でも高く評価され、たびたび優秀賞や最優秀賞を得ています。

さらに、高校進学についても、多くの生徒は難関を突破し、志望校へ入学していることから、学力もついているものと思わされるとともに、生徒個々に応じたきめ細かで丁寧な指導ができてると自信を持って答える教師像が見えてきます。

こうした論点、諸点を十分見つめていただければ、篠山小中学校においては、小規模校悲観論は成り立たないのではないかと考えられます。

むしろ、40人もの大きな学級となっている都市部の大規模校の方こそ、いじめ、体罰、校内暴力、不登校が多く見られ、憲法で保障されている子どもの学ぶ権利が損なわれているようにも考えられます。

篠山小中学校は、「土佐と伊予、溶けて一筋さきの雪」、これが学校の精神だとお聞きしております。

また、全国的にも有名になった篠山小中学校、その校下のどろんこサッカーも、県境騒動と副

題がついております。

今から350年前、篠山を中心とする国境をまたいで、土佐藩と宇和島藩、山北と正木の人々を巻き込んで流血の大闘争をしました。その痛み、なごりを各所に秘めながらも、篠山小中学校で学んだ同級生が、今、PTAとして学校を育て、さらに篠山クラブを結成し、各種ボランティア活動を進め、県境地域の発展に力を尽くして下さっております。

財政事情の厳しさは、私も十分承知しておりますが、米百俵で有名なあの長岡藩の小林虎三郎は、困窮した藩財政の中でも、100俵の米も食べばたちまちなくなるが、教育に充てればあすの1万、100万にもなると説き、学校を建設しました。

この教育への思い、これを思い起こし、困難に耐えて、このたびはすばらしい伝統を持つこの篠山小中学校改築を、18年度に完成させる方向に進めていただきたいと思っております。

こうした諸点から、私はこの意見書案には反対いたしますので、ご理解ある議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、討論を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 8番宮本有二君。

○8番（宮本有二君） 8番、宮本有二。

私は、ただいま議題となっております篠山小中学校改築問題について、実施設計予算執行の留保を求める意見書案の提出について、賛成の立場から討論をいたします。

少人数で教育効果が上がるのか。周辺校と統合して、適正規模のよい環境のもとで、子どもたちを切磋琢磨さすべきではないか、憲法にうたわれている教育水準の維持、教育の内容をいかに保障していくのか。老朽化が激しい他校との整合性、どう保つのか、少子化、財政難の中、市内各校の改修や統合問題にどのように取り組

むのか。いかに地元の熱意、合意があるとはいえ、このような過小規模の学校を新築し、小中一貫教育の理念を実践すれば、将来の教育行政に大きな支障とならないかと、本会議で2度にわたって一般質問をしてきましたが、市長、教育長は、既に決まっていることであり、宿毛市だけが負担をしないというわけにはまいらない。しかしながら、本市議会で十分な議論がなされていないことを初めて知ったので、谷口愛南町長とも話し合ってみると答弁をされ、その結果、改築の方向でいくが、9億1,800万円から約3億円を減額し、6億2,000万円に事業費を圧縮をいたしました。

さらに工夫をして、建築費、一般財源からの持ち出しを抑える努力をしようと思っておりますが、私も、議会内、また地元山北地区の皆さんからも、林市長のころから、存続、改築運動をし、もう既に決まっておることだからと聞かされたし、子どもたちのためには、スクールバスで通うとか、小中別々にいい方法があるのではないかと考えながらも、議論としては、ここまでかなと思いつつありましたが、この議会放送をケーブルテレビでごらんになっていた山下前市長から、林市長も私も、古くなって困った話はしたが、何ら約束も、議会での決定もしていないと、友人を介して我々に連絡がありました。

本人にも確認をとりましたところ、そのとおりでございました。

これでは、二度にわたって中西市長と本会議場において空論を戦わせてきたことになるので、急ぎ、篠山組合議会の平成8年から今日までの議事録を調べたところ、平成16年3月、菊地組合長が唐突に基本設計予算議案を上程するまで、実に8年間、改築の議決がなされていないことが判明をいたしました。

就任直後とはいえ、中西市長も計画の経緯を

確認すべきでありましたし、本市の教育委員会も、いかに所管が愛媛県側でありといえども、相手任せにせず、市長はもとより、議会にも説明をしなければならなかったと思います。

また、本市選出の17年3月までの3名の組合議員の皆さんも、何ら議会に報告説明がなされていなかった。宿毛市議会において、十分な審議がなされなかったのは、平成16年3月までは、報告すべき決定事項はなく、3月以降は、何も知らせていなかったと思われま

す。篠山組合議会の議事録を見ると、本改築計画の発端は、平成8年に当時の中澤組合長が、古くなった中学校を改築し、10年後、生徒数が激減したら、近隣の中学校に統合し、あいた校舎は小学校が利用すればいいと思うという発言に始まっております。

しかし、平成13年、同組合長は、少なすぎる生徒数の推移を見るとき、改築には疑問を感じることも発言をいたしております。

その間、平成10年10月には、一本松町議会の学校問題調査特別委員会によりまして、篠山中学校は統合すべきとの決定も受けている。さらに、その後平成16年3月までの3年間は、議事録に何の記載もないことは、協議もされず、結論も出ていない事実を証明しているし、山下前市長の話とも符合していると思います。

にわかにこの改築計画が浮上した背景には、平成16年1月29日、愛南町旧5カ町村の合併協議会で、懸案の改築計画がほぼ承認される見込みとなった直後の同年3月の組合議会に、議論も熟さぬまま、急ぎ、基本設計予算議案を計上し、可決をされたことで、同時に改築計画とし、今日に至っております。

調査費、基本設計委託料は、何ら説明も受けず、実施設計は十分な説明を受けないまま、組合立負担金の総額に組み込まれておりましたため、予算審議もせずに認定をいたしております。

議会として、最も重大な責務であるチェック機能を果たせなかったことは、市民におわびをして余りありますが、このような事実が判明した以上、このまま放置するわけにはまいりません。

本計画は、12月にかけて再び県のヒアリングを受け、明年6月に文部科学省の承認を受ける運びとなっておりますので、同校の改築計画は、慎重に再検討をされたい。

三位一体改革は、地方を揺さぶり続け、義務教育費国庫負担存廃等、教育改革は社会保障と並ぶ喫緊の課題であります。限られた財源で、本市の教育水準を維持し、教育上、最も大切な学力の向上を図り、健全な体と心を育て、集団で互いに高め合う生活力を、どのように身につけさせるのか。社会構造が大きく変化しており、主人公である子どもたちのためには、どのように教育内容の充実を図るのか、冷静に考えなければならぬと思います。

執行部におかれては、しっかりとした教育ビジョンを示されんことを願います。

よって、篠山小中学校改築実施設計の予算の執行の留保を求める意見書の採択を求めるものでございます。同僚議員の賛同を求めて、討論を終わります。

○議長（岡村佳忠君） 10番沖本年男君。

○10番（沖本年男君） 10番議員、提案されております意見書に対しまして、反対の立場から討論に参加をいたします。

私の討論は、篠山小中学校の改築の是非、そのすばらしい学校運営であったり、あるいは、子どもたちがいかにそこで健やかに育っているのか。あるいは、この宿毛市と愛南町とのそれぞれの関係における、果たしている役割、私はさまざまな形の中で、ぜひともこの改築を進めて、今後の地域のとりでとして、地域発展のシンボルにしていきたいと思います。これは、また地域

の皆様のご希望のことであろうと思っておりますし、このことについて、大賛成でございます。

しかしまた、このことの詳しい内容については、先ほど、浅木議員から、そして最後の討論として、地元の田中議員の方から討論参加があると思っておりますので、私は、今回の討論の内容といたしましては、議会運営委員会の中でも触れているわけですが、この意見書というもの、果たして市民に理解していただけるのかどうか。あるいは、地元の皆さんや愛南町の皆さん、あるいは組合の皆さん方にとって、本当にどういう形になるのかなということ、まともきれておりませんが、発言をさせて、討論に参加させていただきたいと思っております。

今回の意見書の提出のそもそもの根拠は、この意見書の中にも書かれております。この間、組合議会の中でも、十分な学校建築についての論議がされていなかったこと。

そして、2点目は、宿毛市の行政の方、特に教育委員会から議会に対して、この執行予算についての説明がなかったということが大きな柱として構成をされているわけですが、けさほど来からの議会運営委員会での、あるいはまた、傍聴者の皆さんもご参加いただきました議員協議会の中でも、このことが事実かどうか。

私は、先ほど質疑でも触れた経緯がございましたけれども、この学校建築に至る動きというのは、組合議会だけの動きでは、到底、ございません。当然、組合全体の、学校組合全体の動きの中で判断をし、そしてその中で適切に組合議会が、その議決行為を行うこと、承認をすること、こういう関係があるわけですが、ですから、この篠山小中学校の改築のその計画が論議がされていなかったということについては、その中で十分、田中議員等からの説明も含めま

して、あるいは、市長からのその話もございまして、私はこのことの経緯については、もう十分、提案議員自身もわかっているのではないかと。

先ほど、訂正はしていただいただけませんでしたけれども、このような事実については、これは事実でございまして、認識の違いではございませんので、きちんとここで議決行為をしたということについては、事実でございまして。

と申しますのは、いわゆる組合議会の議決がなかったという論議になるわけですが、組合議会の議決として、議事録に提案される内容で、予算議案も関連せん段階の中で、この篠山小中学校の改築をいたします。決議は通常、いたしません。いわゆる予算案があつて初めて、そこで議決行為が、私は行われるものだということにふうに解釈をいたしております。

いわゆる、議会がこの組合に対して、例えば、この学校建築をすべきだとか、改築をすべきだというのは、確かに行われておりませんが、これは、当然する必要のないことではございまして、最終的には、予算案が伴って、その議決行為が最終的な議決となるわけですが、平成16年3月8日の組合議会の中で、きちんとこのことを、予算を含めて改築の方針を決めた。そして、その以前に、さまざま、そこに至る経過等が説明もされてきているわけですが。

さらにまた、その行政視察として、予算議決も、山下市長も会議に、かつての市長も参加した中で、議決をされてきている。明らかに、これは議決行為でございまして、議決もされていないということについては、改めて私はこの文言について、問題ありというふうな感じを持っているわけですが。

ですから、このような経過を踏まえた中で、なおかつこの提案者が、この意見書を提出しよ

うとすることについては、私はどうしても納得が、当然、いろいろ意見の違いありますけれども、私としては、納得できません。

今回、こういう形になっているわけですが、私としては、ぜひともこの意見書案に対しまして、多くの市民の皆さん、こうして傍聴して下さっている熱心なそういう皆さん方の、反映という形であるわけですが、意見書はどうしても否決して、賛同議員の同意を得たいというふうに考えております。

最後、いろいろまとまらない形にはなりませんが、どのような形で説明しようとも、私は、ひとたび議会議決とした以上、この重みは重大でございます。今後もいろんな予算議決をしながら、これがまた、一事不再議で同じ会議ではできませんけれども、改めてまた、そこでやりましょう。経過もきちんとしていない中で、実践も、私がかつて保育園問題で、土曜閉園やったことがございます。しかし、あれについては、経過の中で、この制度は問題がありという経過措置の中で、私は指摘し、その議会で議決したことについて、問題を指摘して、条例の改正を求めてきた経緯はあるわけですが、今回はこういうものを建てよう。1つの物を建てようということで議会議決をして、それをちょっと待ってくれ。しかも、その待つのを、みずからのこの宿毛市議会の議員としての権限ではなくて、組合議会に求めるという、非常にその辺が納得できないし、全国にも、私は例がないんじゃないか。

こういう形については、きちんとして、私は判断を、議会としてすべきであると思ひまして、反対の立場から討論に参加をいたしました。

同僚議員の賛同を、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡村佳忠君） 14番田中徳武君。

○14番（田中徳武君） 14番、討論を行い

ます。

私は、本日、提案されてます篠山小中学校合同校舎実施設計委託料の留保を求める意見書案につきまして、反対の立場から討論いたします。

今、反対の立場からお二方が、それぞれ意見を述べていただきました。本当に、私もそのとおりだという形で聞いておりましたので、私は、何を言おうかなという思いでもおります。

しかし、私、地元ということがございますので、いろいろ遠慮しながら生きてきた、そういう面もありますけれども、この意見書が通ることになれば、先ほど、議員協議会におきまして、市長が、やはり議員の意思は尊重しなくちゃいけないという意見表明がありましたが、そうなりますと、実施設計ストップという形で、今まで篠山組合議会でも協議し、進めてき、愛媛県とも協議し、ヒアリングを受け、そしてまた、愛媛県サイドから小中一貫教育をやりませんかという話があつて、それに乗っていこうという動きがあるように聞いております。

東京品川で、本年7月、初めて、全国で初めて小中一貫教育の制度をどのようにするかという要綱が出たわけですが、篠山組合議会の森岡教育長言います、愛媛県でもまだ、小中一貫の学校はできてない。小学校、中学校が一緒の建物の中で、まさに6年、3年の義務教育9年間をどのように対応するか。真の意味で一貫教育、例えば、品川の場合は低学年4年生を一区切り、そして中1まで3年生を一区切り、そして中2、中3を一区切りと。その間に、子どもたちの精神状態、学力の差、それらをチェックしながら、小中の先生方が、ともに教育を進めていこうという、今までにない取り組みがスタートしてます。

当然、品川におきましては、ことしも1校、小中合同の校舎ができる予定。また、来年も小中合同の校舎ができる予定、そういうことを踏

まえまして、愛南町の森岡教育長、今回、いろいろ財政厳しい折、皆さんにこういうお願いをする。改築をしたい。

それならば、ぜひとも、今以上に特異性のある学校に向かっていきたい。今でも、宿毛市の方から、篠山の教育を求めて、転入生が入学生おられますけれども、これをそういう、本当にあこの教育はいいねという評価をいただければ、二、三人通ってこられる、そういうことはそんな不可能ではないというような思いで、先般、篠山組合議会におきましても、私はそういう決意で取り組みます。だから、生徒数の減少等、いろいろ心配はあるでしょうけど、議員の皆さん、よろしく願いますというお願いと決意のあいさつがございました。

今後、なお教育委員会等で、それをどのように深めていくか。それは改築との絡みで、どうしてもそういうもの、どんどん教育の質を高め、存在感を高める、そういう取り組みがなされると、私は思って、期待しております。

そしてまた、今まで、経過においていろいろと合意がなかったとかいう意見がございます。先ほど、全員協議会でも、いろんな質疑が交わされました。

私は、11年6月から15年6月までは、地元でございますけれども、篠山に席を置いてませんでしたので、組合議会の方へ。ちょっと、その間は、言われてもようお答えせん、記録だけということになりますけれども、それまで含めて、あるいはその後を含めまして、同僚議員さんともども、いろいろおつき合いする中で、そして困った話という話が出ましたけれども、そういう状況の中で、改築はいかんぞという意見は聞いておりません。

だから、当然のごとくのように思いましたけれども、ただ、予算が、お金が要ることでございますので、町長、組合長ですけれども、非常

に悩みながら、なかなか踏み切れん。そこへ、当時は林市長、非常にしりを叩くというか、そんな行為も見られましたけれども。

そういうことを踏まえながら、現に皆さんご承知のように、篠山中学校は戦後24年に建て、38年に移設しております。柱とか構造材、シロアリが入って、15年には大修理をしております。

そういう状況下の中で、危険校舎であると。何とかしたいと。地元の声を受けながら、どうしよう、どうしようと。やがて小学校も来るがという中で、菊地町長が、そしたら小中合同でやったら経費も安くなるし、どうかねということで進んできたわけでございますし、先ほど、お二方もちょっと触れたようですので、深く入りませんけれども、そういうことで山村留学とか、あるいは合同校舎の視察とか、予算議決を伴いながら進んできたわけでございます。

そういう意味で、15年12月には、当然、予算の関係で基本設計、あるいは耐力度調査の関係で、篠山組合議会の教育委員会も、宿毛市の教育委員会の方に、こういう予算の計上をお願いしますよと来ております。

そういうことを踏まえて、新市長が、中西市長が、私は既定の事実であるということで、新任当初で詳しくはわからなかったけども、16年度当初予算を市長名で出したんだという一般質問の答弁でしたが、私は、まさにそういう既定の流れを受けて、市長が判断されたことは間違いなかったという理解でおります。

そういう流れを受けて、着々と進んでいる今、今、宿毛市議会がこういう、まず予算にストップをかけるということは、愛南町と宿毛市の行政間の信頼関係にまで、私は影響するという思いがいたします。

過去的一本松と篠山の関係ですが、空港のときもわかりました。林市長と中澤市長、まさに

行政の接点として、篠山組合議会のよりのたんびに、学校の話はわずかかかもしれませんけど、そのほか、行政課題をいろいろ、議員交えて話しながら進めてきた。そういう接点としての役割もあります。

町長、あるいは市長がそういう話を進めてきた。中澤市長と言ったそうですが、中澤町長の間違いでございますので、訂正しておきます。

そういう経過を持ちながら、ただいまに来ているわけでございますので、地域の皆さんが、本当にこの学校を愛して、何とか残してほしいという思いは、切々と伝わってきます。今まで、あれほど待たされて、期待されてたのに、今、なんですかというのが、本当に地元の方々の胸中だというふうに思いますが、私が学校を見る限り、よくPTAで保護者の学校への参加率が問題になりますけど、篠山の場合は、100%の保護者の参加率、そういうものを維持しております。

先ほど、浅木議員さんが、どろんこサッカーのことを言いました。これも10年続けますが、大阪から、高知から、松山から、いろいろと来ますが、そういうイベントを地元だけで、一切、公費助成も受けず、いかに地域をやろうかと。それが子どもたちの将来の誇りにもなるんだと。一生懸命頑張っております。

そういう地域に対して、私は行政が冷酷な対応をとれるのかなという思いもいたしますし、また、同僚議員の中で、教育の公平性、それも指摘されました。たしかにそれもわかります。財政状況の厳しさ、それも一理あると思います。そういうときに、教育の公正性、これはどこかが、例えば建築をするとしたら、そこへ集中するわけでございます。

今回、小規模校の篠山がそれになったということで、1つのターゲットというか、1つの話題というか、それになっていると思うんですけれ

ども、いつか、どこかがそれぞれ集中的に予算を取る。そうしながら、教育環境を整備していくと、そういう流れはあると思いますし、いろいろ細かく見れば、私どもも行政、教育の格差というのを感じます。

皆さん、愛南町の方へ走ったことあると思いますけれども、それぞれの学校、小学校、中学校の姿を見てください。何でこんなに立派な学校が建っているんだという思いがいたします。

例えば城辺町、学校だけじゃなくて、プールも14、15、16と、それぞれ各学校1億ずつぐらい、前後をかけて改修していってます。予算の状況も違うかもしれませんが、私が思うのは、いかに教育に熱心であるかという、ある面で県民性というか、県、愛媛県、高知県の教育に対する熱意の差、そういうものも感じます。

また、愛南町、宿毛市、その教育の差というの、当然、発生してくると思います。

そうした中で、私どもは、じゃあ、愛南町のやり方がよすぎるからとして足を引っ張るというよりは、そういう教育が隣でなされている。それにうちの生徒たちは、どこまで近づけるんだらうなという意味で努力しながら、当市の子どもたちを伸ばしていく。そういう観点も、私は必要じゃないかと思えます。

以上をもちまして、市民のそういう思いを、市民の皆様にもご理解いただき、私は、いろいろの観点、以上の観点より、実施設計の委託予算を留保する意見書には反対しますので、議員諸氏のご賛同をお願いいたしまして、討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡村佳忠君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡村佳忠君） ほかに討論がありません。

るので、これにて討論を終結いたします。

これより「意見書案第1号」を採決いたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡村佳忠君) 賛成者8人であります。

議長を除くただいまの出席議員は16人ありますので、可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本案に対する可否を採決いたします。

本案につきまして、議長は否決と採決いたします。

よって「意見書案第1号」は、否決されました。

以上で、今期臨時会の日程はすべて議了いたしました。

これにて、平成17年第5回宿毛市議会臨時会を閉会いたします。

午後 4時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡村佳忠

議員 沖本年男

議員 西郷典生

意見書案第 1 号

篠山小中学校改築計画実施設計委託料執行の留保を
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成17年10月30日

提出者	宿毛市議会議員	西郷典生
賛成者	宿毛市議会議員	中平富宏
〃	〃	浦尻和伸
〃	〃	寺田公一
〃	〃	宮本有二
〃	〃	菱田征夫
〃	〃	佐田忠孝
〃	〃	岡崎求

宿毛市議会議長 岡村佳忠 殿
説明 口頭

篠山小中学校改築計画実施設計委託料執行の留保を求める意見書

篠山小中学校の改築計画は、平成8年、中澤組合長の中学校が大変老朽化したので、建て替えをしてはとの提案を受け検討されてきた。

平成10年には、一本松町議会の調査特別委員会より、篠山中中学校は統合すべきとの決定も出ている。

平成13年の組合議会の議事録には、同組合長より生徒数の減少を考えると改築には疑問を感じるとの発言もあった。

その後、平成16年3月に菊地組合長が基本設計委託料を予算計上するまで、何ら協議もされず議決もなされていないことが判明した。

宿毛市議会においては、平成16年3月基本設計委託料ならびに、17年3月実施設計委託料が計上され、可決された。

しかし両委託料とも、組合立負担金の総額に組み込まれ、基本設計については教育委員会から何ら説明もなく、実施設計についても十分な説明もないまま、審議をすることもできずに承認した経緯がある。

副組合長である中西市長も、就任直後であり、同計画は既成の事実であるとの認識の下に、宿毛市だけが負担しないわけにはいかないとの思いで事業費の縮小に努めてきた。

国・地方の財政事情は、非常に厳しいものがあり、教育改革は避けて通れない。限られた財源で、いかに教育水準を維持していくかは重大な課題である。

小中一貫教育の理念のもと、小規模校のデメリットを克服し、きめ細かな教育を実践するといっても、今後6年間の推移を見ると、余りにも少なすぎる生徒数の学校となり、教育上もっとも大切な学力の向上、健全な体と心の育成、集団で互いに高めあう生活力を、身につけさせることができるとは思えない。

主人公である子供達のためには、憲法に謳われている、教育の内容をいかに保障していくのか、真剣に考えなければならない。

篠山小中学校組合長に置かれましては、今後の教育ビジョンを示され、同校の改築計画を一旦白紙に戻し、ご検討されたい。

よって、地方自治法第99条の規定により、実施設計予算執行の留保を求める意見書を提出する。

平成17年10月30日

宿毛市議会議長 岡村佳忠

高知県宿毛市愛媛県南宇和郡
愛南町篠山小中学校組合長 殿